

【1】現状(Plan/Do)							
通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
1	第1節 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関するサービスの充実	総合的な子育て支援の推進	総合的な子育て支援の推進と児童の健全育成を目的に、保育園・児童センター・地域子育て支援センター・児童デイサービスなどを一つに集めた複合施設「子どもセンターつばさ」を平成 15年1月に開設しました。保育士・家庭児童相談員・栄養士・看護師等の配置により子育て支援施設の核として、より一層の連携を図りながら、多くの市民が安心して活用できる支援体制の確立に努めます。	児童課	計画通りに実行	○各係交流を持って行っている。
2	第1節 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関するサービスの充実	子育て支援センターの充実	子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりの拠点として、地域における子育て支援の核として、また交流の場としての子育て支援センターの充実を図ります。	児童課	一部、実行した	○遊びの広場 週3日実施 ○広場開放 夏冬休み及び午後から実施 ○子育てサロン 月1回実施 ○サークル支援 週2日実施 ○子育て相談（電話・訪問・来所を含む。） 随時実施 ○子育てサポーター及びボランティア団体の育成や地域の人材を活かした事業の啓発 未実施
3	第1節 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関するサービスの充実	子育て支援機能の充実	子育てに不安や悩みを抱える親が気軽に集い、子どもたちを遊ばせながら、親同士が打ち解けた雰囲気の中で自由に相談や意見交換等ができる子育て支援事業の充実に努めます。 ○遊びの広場 ○広場開放 ○子育てサロン ○サークル支援 ○子育て相談（電話・訪問・来所を含む。） ○子育てサポーター及びボランティア団体の育成や地域の人材を活かした事業の啓発	児童課	一部、実行した	○遊びの広場 週3日実施 ○広場開放 夏冬休み及び午後から実施 ○子育てサロン 月1回実施 ○サークル支援 週2日実施 ○子育て相談（電話・訪問・来所を含む。） 随時実施 ○子育てサポーター及びボランティア団体の育成や地域の人材を活かした事業の啓発 未実施
4	第1節 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関するサービスの充実	子育て支援機能の充実	母や子の孤立化を防ぎ、安心して妊娠、出産、子育てができるよう必要な知識の提供や育児に関する指導・支援を行います。 ○パパママ学級 ○新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）	健康推進課	計画通りに実行	○ブレママクラス 妊婦と夫に対し、妊娠期の過ごし方（生活・栄養・歯科）の講話や沐浴指導、先輩ママ達との交流の場を設け、必要な知識の提供や技術の支援を行った。 ○乳児家庭全戸訪問事業 新生児の全戸訪問を行い、乳児の成長発達の確認や母親の健康への支援、育児に関する指導・支援を行った。
5	第1節 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関するサービスの充実	子育て支援機能の充実	市民等に市政に関する理解を深めていくとともに、生涯学習による豊かで住みよいまちづくりを目指し、市民が行う集会などに出向き、希望されたテーマについて市職員が説明などを行います。 ○生涯学習まちづくり出前講座	生涯学習課	計画通りに実行	各種教室等を実施
6	第1節 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関するサービスの充実	世代間交流の実施	地域の社会資源を活用しながら、高齢者等も含めた地域全体で子育てを支援する環境をつくります。 （老人福祉施設「すばる」・市立病院・小中学生・保育園児間の交流。）	児童課	計画通りに実行	保育園児がすばるに行き、一緒に盆踊りをしながら交流を深めたり、お遊戯会の総練習等に來園してお遊戯等を見てもらう。

【2】点検・評価・方針(Check/Action)			【3】新制度への展望
今後の方針	重点の有無	実施内容	内 容
現状維持	一般	・保育園児と遊ぶ。 ・小学生とふれあい広場等	
現状維持	一般	○遊びの広場 ○広場開放 ○子育てサロン ○サークル支援 ○子育て相談（電話・訪問・来所を含む。） ○ピヨピヨひろば ○各種講座 上記の事業を行いながら、地域における子育て支援の拠点となるよう努める。	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」 目標6「地域における子育て支援の充実」
現状維持	一般	○遊びの広場 ○広場開放 ○子育てサロン ○サークル支援 ○子育て相談（電話・訪問・来所を含む。） ○ピヨピヨひろば ○各種講座 上記の事業を通して、親同士の交流を図る。	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」 目標7「地域における子育て支援の充実」
現状維持	重点	○ブレママクラス 参加者人数が低迷しているが、初産婦への参加勧奨を行うとともに、受講が必要と思われる妊婦に対し、積極的に勧奨し、個別対応を充実させていく。 ○乳児家庭全戸訪問 個別に応じたタイムリーな支援を行い、養育者が順調に育児ができるよう支援する。	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」
現状維持	一般	前年度同様実施	
現状維持	一般	・すばる訪問 ・お遊戯会見学	

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
7	第1節 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実	多様な保育サービスの推進	通常保育のほかに、一時預かり事業を実施しており、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応しています。より一層利用者サービスの充実を図ることを目的に、一時預かり事業においては、利用時間ごとの利用金額の区分を細分化し、利用しやすい金額設定をしています。	児童課	計画通りに実行	○非定型及び緊急の一時預かりに対しては、時間外保育で対応し、保護者のニーズに応える。
8	第1節 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実	保育計画等に基づく保育サービスの充実	保育計画等に基づく保育所受入児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実に向けて、児童や保護者のニーズを正確に把握・検討し、保育サービスの計画的な提供及び待機児童が発生しないようなサービスの充実に努めています。	児童課	計画通りに実行	○各年齢に合わせた保育の指導計画をたてる。
9	第1節 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実	看護師等のサポート体制の充実	保育所児童健康診断、健康管理、健康相談及び子どもセンター利用者の育児相談や予防接種アドバイス等、サポート体制の強化に努めています。さらに、健康推進課保健師・歯科衛生士とも連携して、様々な健康予防対策の情報提供に努めています。	児童課	計画通りに実行	○看護師が身体測定をする。 ○内科健診や歯科健診などを実施している。
10	第1節 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実	多子世帯に対する保育料の優遇	同一世帯から2人以上の児童が入所している場合については、保育料の軽減を図っています。第3子以降の保育所入所児童に対する保育料の減免(保育所運営費負担金)保育所及び幼稚園利用の保護者の経済的負担及び生活水準の推移等の傾向を視野に入れ、少子化対策の一環として、多子世帯に対する経済的負担の軽減により子育て支援を図るため、義務教育終了前の児童が3人以上いる世帯における保育料負担を軽減するために、第3子以降の入所児童の保育料を無料とする負担軽減措置を講じています。	児童課	計画通りに実行	○芦別単独の義務教育終了まで、保育料が無料なので利用者が多い。
11	第1節 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実	研修による保育士の資質向上	各種研修会に積極的に参加し、専門保育士の資質向上や知識の普及に努めています。	児童課	計画通りに実行	○子ども達の成長に合わせて、保育士が共通理解を深める。 ○保育の質を高める。
12	第1節 地域における子育ての支援	3 子育て支援のネットワークづくり	乳幼児教育に関する意識啓発	子育てなど家庭教育についての情報提供を行います。 ○家庭教育だより「子育て通信」の発行	生涯学習課	実行していない	平成25年度より、生涯学習に関する情報誌を発行予定であったが、現在もどのような形で取り組むか検討中である。「子育て通信」については、平成25年度発行していない。

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	・年齢に合ったクラスに入り同年齢との交流を深めている。
現状維持	一般	・週案 ・月案 ・個別の指導計画
現状維持	一般	・内科健診 ・歯みがき検診 ・歯みがき指導 ・身体測定
現状維持	一般	・実施している。
現状維持	一般	・保育士研修会 ・自主研修会 ・道社共主催研修会
現状維持	一般	「子育て通信」ではなく、家庭教育に関する情報を提供する。

[3]新制度への展望

内 容
子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標1「質の高い教育・保育の提供」 目標5「子育てと仕事の両立を支援する環境づくり」
子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」
子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標1「質の高い教育・保育の提供」
子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標6「地域における子育て支援の充実」

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
13	第1節 地域における子育ての支援	4 児童の健全育成	家庭教育に関する学習機会の提供	子育てなど家庭教育についての情報提供を行います。 ○家庭教育だより「子育て通信」の発行	生涯学習課	一部、実行した	○生涯学習まちづくり出前講座 各種教室等を実施。 ○家庭教育講演会 平成25年度より廃止。 平成24年度から、家庭力向上を図る目的として、親子参加型の体験教室の実施。 ○家庭教育講座 すでに廃止。 ○家庭教育だより「子育て通信」の発行 平成25年度より、生涯学習に関する情報誌を発行予定であったが、現在もどのような形で取り組むか検討中である。「子育て通信」については、平成25年度発行していない。
14	第1節 地域における子育ての支援	4 児童の健全育成	青少年健全育成活動の推進	親に対して家庭教育の重要性を認識させるよう各種講座等の開催に努めています。 ○生涯学習まちづくり出前講座 ○家庭教育講演会 ○家庭教育講座 ○家庭教育だより「子育て通信」の発行	生涯学習課	計画通りに実行	○青少年健全育成市民の集い(青少年の顕彰式、青少年の日作文・標語表彰式) 各種青少年健全育成活動や団体活動や文化・スポーツ活動等を市民に紹介し、今後の支援の輪を醸成することをねらいとし、合わせて合同演奏会とファミリーマーケットを実施。 ○全市一斉親子クリーン作戦 地域の大人とともに活動することで社会奉仕の精神を育み、青少年の社会参加を促す目的として実施。 ○全市親子ドッジボール大会等 大会を通して親子の対話を深めるとともに、地域の連帯感を強めることにより、仲間づくりと青少年の健全育成を図る目的として実施。
15	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや親の健康の確保	母親及び子どもの健康づくりと育児支援体制の充実	乳幼児の健診等の機会を利用した疾病予防・早期発見のほか、両親が子育てに自信を持ちながら育児ができるよう、妊娠前から発達段階に応じた育児支援を行います。また、保健事業を通して、母子の孤立化を防ぐため母親同士の交流を促します。 ○パパママ学級(プレママクラス) ○妊婦個別相談 ○乳幼児健康診査・健康相談 ○乳幼児健康診査・健康相談 ○予防接種の普及・啓発 ○健康づくり事業のPR	健康推進課	計画通りに実行	○プレママクラス、妊婦個別相談 母子健康手帳の交付時に面接を行い、妊婦の心身の健康管理に関する個別相談を行った。 ○乳幼児健康診査・健康相談 3・4か月児健康診査、7・8か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、乳幼児の発達確認、発達段階に応じた育児支援を行った。 ○予防接種の普及・啓発 訪問や健康診査・健康相談において、予防接種に関する相談に応じ、疾病予防のための支援を行った。 ○健康づくり事業のPR 母親や家族の健康づくりの場の提供のため、各保健事業の中で健康運動教室や講演会等の参加を促進し、PRを行った。

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	・出前講座については前年度同様実施 ・家庭教育事業として親子体験教室の実施。 ・「子育て通信」ではなく、家庭教育に関する情報を提供する。
現状維持	一般	前年度同様実施
現状維持	重点	○プレママクラス、妊婦個別相談 面接は地区担当保健師が行い、継続した相談しやすい体制を作っていく。 ○乳幼児健康診査・健康相談 疾病の早期発見に努め、月齢に応じた育児支援を行っていく。 ○予防接種 法に基づく予防接種を実施していくとともに、適宜接種方法等の相談に応じ、順調に接種を進められるよう支援している。 ○健康づくり事業のPR 母親や家族の健康づくりのために各事業を通しPRや健康づくりに関する情報提供を継続していく。

[3]新制度への展望

内 容
子ども・子育て支援事業計画で推進・実施
目標6「地域における子育て支援の充実」
子ども・子育て支援事業計画の目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」で推進・実施

[1]現状(Plan/Do)						
通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況
16	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや親の健康の確保	個別支援の充実	乳幼児の健診等の機会を利用した疾病予防・早期発見のほか、両親が子育てに自信を持ちながら育児ができるよう、妊娠前から発達段階に応じた育児支援を行います。また、保健事業を通して、母子の孤立化を防ぐため母親同士の交流を促します。 ○パパママ学級（プレマクラス） ○妊婦個別相談 ○乳幼児健康診査・健康相談 ○予防接種の普及・啓発 ○健康づくり事業のPR	健康推進課	計画通りに実行
17	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや親の健康の確保	歯の健康づくりの推進	安心して妊娠・出産・育児ができるよう個別に応じた育児支援を行います。また、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行います。 ○妊婦訪問、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ○乳幼児健康相談 ○周産期養育者支援に係る保健・医療の連携 ○虐待予防マネジメントシステム事業	健康推進課	計画通りに実行
18	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや親の健康の確保	望ましい食習慣の育成	妊娠前から乳幼児期の保護者を対象とした定期的な健診や相談を実施し、基本的な生活習慣の育成を支援します。また、フッ素の利用による虫歯予防の推進及び歯や口の機能の健康な発育に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課	計画通りに実行

[2]点検・評価・方針(Check/Action)			[3]新制度への展望
今後の方針	重点の有無	実施内容	内容
現状維持	重点	○妊婦・新生児訪問 必要者に対し妊婦訪問を行い、順調に妊娠期を過ごせるよう支援していく。 ○乳幼児健康相談 乳幼児の成長発達の確認、母親の養育力向上への支援を個別に応じて行っていく。 ○周産期養育者支援に係る保健・医療の連携 医療機関や関係機関と連携を十分に図り、個別支援を充実させていく。 ○虐待マネジメントシステム事業 各アンケートを行い、産後うつや虐待リスクのスクリーニングを行って、継続支援につなげ、産後うつや虐待予防を図っていく。	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」
現状維持	一般	乳幼児の虫歯は減少傾向にありますが、年齢が上がるとともに虫歯が増加し、継続して乳歯の虫歯予防と永久歯の虫歯予防に向けた取り組みは必要です。 このため、乳幼児期からの定期歯科検診や保健指導のほか、フッ化物のふくぶくうがいによる虫歯予防の正しい知識を普及し、永久歯が生え揃う14歳頃までの継続実施を関係機関と協力して普及啓発します。 また、成人期は家庭での歯磨きと定期歯科受診で受ける専門家による歯面清掃の両方が、歯周病予防に必要であることを健康教育等を活用して普及します。	子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」
現状維持	一般	各事業を通し、個別に応じた食品の選択の仕方や調理方法、食習慣を確立するための生活リズムへの支援を行っていく。	

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
19	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	2 食育の推進	食に関する学習の機会の充実		健康推進課	計画通りに実行	<p>○乳幼児からの発達に応じた食の学習 乳幼児健康診査・健康相談にて、発育に合わせた食品の種類や量、調理方法、食事（離乳食・幼児食等）の進め方の指導を実施した。また、プレママクラスにて妊娠中の食事管理や、栄養バランスのととり方、食品の選び方などの栄養講話を実施し、おなかの中からの食育の大切さを伝えた。</p>
20	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	2 食育の推進	食に関する学習の機会の充実	<p>パパママ学級や乳幼児健康診査・相談等を活用し、妊婦や乳幼児期の食に関する相談や支援を行います。 ○乳幼児からの発達に応じた食の学習</p>	健康推進課 生涯学習課 児童課	計画通りに実行	<p>【健康推進課】 ○市広報等を活用した食に関する情報の提供 広報による食育の特集・周知として、年6回「食育だより」において、食育に関する情報や取り組み事例などの紹介を行った。平成23年3月に芦別市第2次食育推進計画が策定されたため、4月号には計画の特集ページを組み、計画のダイジェスト版は全戸配布を行い、広く食育を周知した。また、食育に関する展示の開催として、市内施設及びイベント等において、食育取組の様子の紹介や家族での食育の実践にむけて普及啓発を図るため、ポスターやパンフレット等を活用し展示会を実施した。</p> <p>【生涯学習課】 (該当項目なし)</p>
21	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	2 食育の推進	食に関する学習の機会の充実	<p>「芦別市食育推進計画」に基づき、保育所・学校・地域・生産者・行政等が互いに協力し、それぞれ食育に関する取組を推進します。 ○市広報等を活用した食に関する情報の提供 園児にクッキング保育を実施し、可能な調理に参加することで楽しく「食」への興味をもたせます。 ○子育て中の親を対象とした調理実習講座 ○保育園児対象の食育指導 ○保育園児保護者に対する食情報の提供 ○学習の機会として「芦別版食育かるた」活用 ○給食試食会 ○給食サンプル展示</p>	健康推進課 生涯学習課 児童課	計画通りに実行	<p>【生涯学習課】 ○親子で山菜採りツアー 市民講座（山の植物観察会）として、春から夏にかけて、山に自生している植物について、毒の有無や特徴についての講義を受け、その後調理体験を行った。</p> <p>【健康推進課】 (該当項目なし)</p>

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	<p>妊娠期及び乳幼児期に必要な食の知識の提供や相談を実施する。支援においては、個人のみならず家族の健康づくりにつながることを意識したうえで、望ましい食習慣の形成及び定着を図られるよう充実させていく。</p>
現状維持	重点	<p>「第2次芦別市食育推進計画」に基づき、家庭を中心に保育所、学校、地域、生産者、行政等が互いに連携・協力し、市民がより食育に関心をもち、健全な食生活や食習慣を実践できるよう効果的に食育関連事業の展開を図っていく。 また、より食育に親しみを持ち、実践につながるよう市広報や食育関連事業及びイベント、ホームページ、展示等を活用し、市民が食にふれあう機会の提供を行う。</p>
その他	一般	<p>○親子で山菜採りツアー 社会福祉協議会と協議した結果、平成26年度より廃止。 ○その他 市民講座として、ヘルシークッキングやカタタンづくり講座、児童センターとの共催事業のレッツ・チャレンジ!の中で、おやつ作りなどの調理体験を行った。</p>

[3]新制度への展望

内 容
<p>子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」</p>
<p>子ども・子育て支援事業計画で推進・実施 目標4「安心して産み、育てることを見守る体制づくり」</p>

[1]現状(Plan/Do)							
通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
22	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	3 思春期保健対策の充実	思春期保健対策の充実	社会福祉協議会との共催で「親子で山菜採りツアー」を実施し、その中で地産地消を意識しての山菜を活用した調理体験を行います。 ○親子で山菜採りツアー	健康推進課 生涯学習課	計画通りに実行	【生涯学習課】 ○「子どもテレホン相談」 広報あしべつ等で周知しているが、平成25年度は0件であった。 【健康推進課】 ○子育て疑似体験事業 ○市内高校生を対象に行ったボランティアスクール（芦別市社会福祉協議会主催）の中で、妊娠、出産に関する講話や妊婦体験や沐浴体験、離乳食の試食等を行い、父性母性の育成への支援を行った。
23	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	4 小児医療の充実	子どもの健康管理と事故予防	父性母性の育成と命の尊厳について学ぶことを目的とした子育て疑似体験事業（社会福祉協議会と共催しボランティアスクール）を実施します。 依頼による健康教育は、関係機関と内容を検討しながら連携を図り実施します。 ○子育て疑似体験事業 ○「子どもテレホン相談」の設置	健康推進課	計画通りに実行	○予防接種事業の実施 ○予防接種法に基づく定期接種を実施し、周知は新生児訪問で個別にも行っており、接種間隔などスケジュールの相談も行っている。
24	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	4 小児医療の充実	子どもの健康管理と事故予防	かかりつけ医に相談しながら、予防接種についての理解を深め、適切な時期に受けることができるよう保護者への支援を行います。 ○予防接種事業の実施	健康推進課	計画通りに実行	○身近な事故防止の周知 乳幼児の健診や相談等を活用し、食べ物や歯ブラシなどでおこりやすい幼児期の事故予防について周知を図った。
25	第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	4 小児医療の充実	子どもの健康管理と事故予防	乳幼児健診、相談等を活用して、乳幼児に多い事故予防のための情報提供を行います。	健康推進課	計画通りに実行	○広報等を活用して、休日当番医の情報を周知 広報あしべつに毎月休日当番医を掲載し周知を図った。 ○夜間急病時の電話相談事業として北海道が実施する「小児救急電話相談事業」のPR 母子健康手帳に「小児救急電話相談事業」の連絡先を記し、利用の勧奨をした。
26	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	子育てサポーターの養成	休日等の医療情報の提供を行います。 ○広報等を活用して、休日当番医の情報を周知 ○夜間急病時の電話相談事業として北海道が実施する「小児救急電話相談事業」のPR	児童課	実行していない	
27	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	児童等の乳幼児ふれあい体験の充実	子育て経験者等の子育てサポーター養成など家庭教育への支援の充実を図ります。	児童課	一部、実行した	○児童ふれあい体験 夏・冬休みの年2回、夏・冬休みに留守家庭児童会の小学生と、制作やゲームなどをして交流を図っている。 ○子ども体験活動の普及 未実施

[2]点検・評価・方針(Check/Action)			[3]新制度への展望
今後の方針	重点の有無	実施内容	内 容
現状維持	一般	【生涯学習課】 ○「子どもテレホン相談」 広報あしべつ等で周知し実施。 【健康推進課】 ○子育て疑似体験事業 妊娠、出産、子育てについての情報提供を行い、子育てに対する具体的なイメージが持てるよう支援していく。	
現状維持	一般	法に基づく予防接種を実施した。また、スケジュールが複雑になっているため、適時相談に応じ、順調に接種が進められるよう支援していく。	○予防接種事業の実施 ○予防接種法に基づく定期接種を実施し、周知は新生児訪問で個別にも行っており、接種間隔などスケジュールの相談も行っている。
現状維持	一般	身近な事故が多い乳幼児期に、健診や相談等でパンフレット等を配布し、事故予防の周知を行っていく。	○身近な事故防止の周知 乳幼児の健診や相談等を活用し、食べ物や歯ブラシなどでおこりやすい幼児期の事故予防について周知を図った。
現状維持	一般	広報や母子健康手帳で、休日当番医の情報や、小児緊急電話相談事業の利用促進を図り、相談しやすい体制づくりを継続していく。	○広報等を活用して、休日当番医の情報を周知 広報あしべつに毎月休日当番医を掲載し周知を図った。 ○夜間急病時の電話相談事業として北海道が実施する「小児救急電話相談事業」のPR 母子健康手帳に「小児救急電話相談事業」の連絡先を記し、利用の勧奨をした。
縮小	一般	○児童ふれあい体験 前年度同様実施	○児童ふれあい体験 夏・冬休みの年2回、夏・冬休みに留守家庭児童会の小学生と、制作やゲームなどをして交流を図っている。 ○子ども体験活動の普及 未実施

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
28	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	福祉と教育の連携	児童等が子育ての意義や大切さを理解できるよう乳幼児とのふれあいの機会を充実します。 ○子ども体験活動の普及 ○児童ふれあい体験	児童課 学務課	一部、実行した	【学務課】 平成25年度に設置した芦別市特別支援教育連携協議会の活動として、幼児及び児童生徒の実態を把握し、適切な相談・支援体制等の調整を図るため、福祉担当部署と連携し、情報交換を行っている。
29	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	確かな学力の向上	保育園・幼稚園・小学校・中学校間における情報交換を徹底し、継続的な支援体制づくりに努めます。 また、心身の状況から支援を必要とする子どもの状況に応じて、福祉と教育が連携して福祉サービスの提供等を行う体制づくりに努めます。	学務課	計画通りに実行	全国学力学習状況調査に小中学校全校が参加するほか、市内統一学力テストを実施し、児童生徒一人ひとりの学力を的確に把握したうえで、数値目標を設定し、学力向上に向けた施策を実践している。 家庭における生活習慣や家庭学習を定着させるため、家庭学習用ドリルを配布するほか、教育だより等の発行により、家庭や地域への情報発信を行い、家庭学習の必要性について啓蒙に努めている。
30	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	不登校児童・生徒への対応	児童生徒の学力を的確に把握し、児童生徒個々の学習進度に応じた学習指導の充実を図ります。 また、家庭における生活習慣や家庭学習を定着させるための取組を推進します。	学務課	計画通りに実行	学校に行くことのできない児童生徒の受入先として、専任指導員の指導の下に個別活動、集団活動、体験活動を行うことによって、学習習慣とコミュニケーション能力を身に付け、対人関係の改善を図ることを目的に適応指導教室を設置し、学校復帰を支援している。 長期の不登校が複数名存在するが、不登校となった要因の多様化等に伴って、適応指導教室への通級に結びついていないことが課題である。
31	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	健やかな体の育成	不登校児童・生徒を減少させるため、学校と家庭との中間的な体と心の居場所となるよう、「適応指導教室」を開設するとともに、保護者・学校と連携し、早期の学校復帰を支援します。	学務課	計画通りに実行	児童生徒については、学校保健安全法が規定する各種検査を実施し、教職員については、職員健康診断や人間ドッグによる健診の受診により健康管理に努めている。 また、道条例を推進するため、歯の健康を保持するための取組として、平成25年度からフッ化物洗口事業を実施している。平成25年4月から小学校1年生及び2年生を対象に実施し、平成26年4月から小学校の全学年に拡大した。 子どもの体力づくりについては、全国体力・運動能力、運動習慣等を通して、児童生徒の体力等を把握・検証し、体育授業や体育的な行事、「1校1実践」の取組などにより、体力・運動能力の向上に努めている。

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	重点	【学務課】 平成25年度に設置した芦別市特別支援教育連携協議会の活動として、幼児及び児童生徒の実態を把握し、適切な相談・支援体制等の調整を図るため、福祉担当部署と連携し、情報交換を積極的に行うこととする。
拡大	重点	全国学力学習状況調査に小中学校全校が参加するほか、市内統一学力テストを実施し、児童生徒一人ひとりの学力を的確に把握したうえで、数値目標を設定し、学力向上に向けた施策を実践する。 家庭における生活習慣や家庭学習を定着させるため、家庭学習用ドリルを配布するほか、教育だより等の発行により、家庭や地域への情報発信を行い、家庭学習の必要性について啓蒙に努める。 平成26年度は社会教育との連携により、学力の底上げを図り、望ましい生活習慣を身に付けさせるため、通学合宿を実施する。また、芦別小学校に市費負担教員「学習サポート教員」を配置し、指導体制の強化を図る。
その他	一般	不登校児童生徒の受け入れ先として、適応指導教室の設置を継続するが、児童生徒が通級しやすい環境づくりや運営体制等を模索し、関係機関と連携し、設置場所や指導体制など運営体制全般の見直しを検討する。 (今後の方針は、現状を改善することとしたので「その他」とした。)
拡大	一般	児童生徒については、学校保健安全法が規定する各種検査を実施し、教職員については、職員健康診断や人間ドッグによる健診の受診により健康管理に努めている。 また、道条例を推進するため、歯の健康を保持するための取組として、平成25年度からフッ化物洗口事業を実施している。平成25年4月から小学校1年生及び2年生を対象に実施し、平成26年4月から小学校の全学年に拡大した。平成26年10月(後期)からは、中学校においても実施する。 子どもの体力づくりについては、全国体力・運動能力、運動習慣等を通して、児童生徒の体力等を把握・検証し、体育授業や体育的な行事、「1校1実践」の取組などにより、体力・運動能力の向上に努めている。

[3]新制度への展望

内 容
【学務課】 平成25年度に設置した芦別市特別支援教育連携協議会の活動として、幼児及び児童生徒の実態を把握し、適切な相談・支援体制等の調整を図るため、福祉担当部署と連携し、情報交換を行っている。
全国学力学習状況調査に小中学校全校が参加するほか、市内統一学力テストを実施し、児童生徒一人ひとりの学力を的確に把握したうえで、数値目標を設定し、学力向上に向けた施策を実践している。 家庭における生活習慣や家庭学習を定着させるため、家庭学習用ドリルを配布するほか、教育だより等の発行により、家庭や地域への情報発信を行い、家庭学習の必要性について啓蒙に努めている。
学校に行くことのできない児童生徒の受入先として、専任指導員の指導の下に個別活動、集団活動、体験活動を行うことによって、学習習慣とコミュニケーション能力を身に付け、対人関係の改善を図ることを目的に適応指導教室を設置し、学校復帰を支援している。 長期の不登校が複数名存在するが、不登校となった要因の多様化等に伴って、適応指導教室への通級に結びついていないことが課題である。
児童生徒については、学校保健安全法が規定する各種検査を実施し、教職員については、職員健康診断や人間ドッグによる健診の受診により健康管理に努めている。 また、道条例を推進するため、歯の健康を保持するための取組として、平成25年度からフッ化物洗口事業を実施している。平成25年4月から小学校1年生及び2年生を対象に実施し、平成26年4月から小学校の全学年に拡大した。 子どもの体力づくりについては、全国体力・運動能力、運動習慣等を通して、児童生徒の体力等を把握・検証し、体育授業や体育的な行事、「1校1実践」の取組などにより、体力・運動能力の向上に努めている。

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
32	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	信頼される学校づくり	各学校・医師会・歯科医師会・薬剤師会及び学校保健会との連携のもと、児童生徒及び教職員の疾病の早期発見と健康の保持増進に努めています。子どもの体力が低下してきていることから、学校・家庭・地域が連携して運動やスポーツを行う機会を増やします。	学務課	計画通りに実行	平成24年度に学校評議員と学校関係者評価委員会の二つの組織を整理・統合している。学校関係者評価委員には学校評議員の機能を持たせている。学校関係者評価委員は各中学校区ごとに設置し、学校が作成する自己評価資料及び教育活動等の参観により、外部評価を実施しているほか、必要に応じて学校の教育活動等に対する助言を行っている。 学校においては、学校関係者評価委員会における外部評価の内容に基づいて、学校運営や教育活動などの見直しを行い、学校改善を図っている。
33	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	幼児教育の充実	学校評議員制度や学校関係者評価制度等により、自校の現状や課題を的確に把握し、学校経営を改善していきます。また、地域や家庭へ学校の情報を積極的に発信し、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。	生涯学習課	計画通りに実行	各種教室等を実施。
34	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	幼児教育の充実	市民等に市政に関する理解を深めていただくとともに、生涯学習による豊かで住みよいまちづくりを目指し、市民が行う集会などに出向き、希望されたテーマについて市職員が説明などを行います。 ○生涯学習まちづくり出前講座	学務課	計画通りに実行	○幼稚園就園奨励費の補助 みどり幼稚園に対して補助金を交付した。 ○この事業に対する国の補助制度については、要綱上の額を満たしていないため、市の負担分が多くなっているが、保護者負担の軽減に大きな効果をあげているため、事業継続の必要性は高い。
35	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	幼児教育の充実	幼稚園教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園が行う入園料及び保育料を減免する就園奨励事業に対して、補助金を交付します。 ○幼稚園就園奨励費の補助	学務課	計画通りに実行	○市立学校助成制度に関わる運営費の補助 みどり幼稚園に対して補助金を交付した。 ○幼稚園の安定的な運営を支援し、幼児教育の振興を図るために、補助金を交付する事業は継続して実施する必要がある。
36	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	3 家庭や地域の教育力の向上	家庭教育支援の充実	私立学校教育の振興と健全な発展に資することを目的に、学校法人等に対して、補助金を交付します。 ○私立学校助成制度に関わる運営費の補助	生涯学習課	一部、実行した	○家庭教育講演会 平成24年度まで実施。25年度からは家庭力向上を図る目的として、親子参加型の体験教室の実施。

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	平成24年度に学校評議員と学校関係者評価委員会の二つの組織を整理・統合している。学校関係者評価委員に学校評議員の機能を持たせている。学校関係者評価委員は各中学校区ごとに設置し、学校が作成する自己評価資料及び教育活動等の参観により、外部評価を実施しているほか、必要に応じて学校の教育活動等に対する助言を行う。 学校においては、学校関係者評価委員会における外部評価に基づいて、学校運営や教育活動などの見直しを行い、学校改善を図る。 平成25年度末の小規模校の統合により、各校区ごとの委員の数8人(平成25年度まで)を5人(平成26年度)に変更した。
		「幼児教育の充実」に該当する項目がないため、削除願います。
現状維持	一般	○補助金の交付対象園児数 132人 ○補助金交付額 13,739,800円
現状維持	一般	○補助金交付額 264,000円
その他	一般	○家庭教育講演会 平成25年度より廃止。 ※通し番号37と38を合体 ・親子体験教室 ・進学合宿 ・レッツ・チャレンジ

[3]新制度への展望

内 容
平成24年度に学校評議員と学校関係者評価委員会の二つの組織を整理・統合している。学校関係者評価委員には学校評議員の機能を持たせている。学校関係者評価委員は各中学校区ごとに設置し、学校が作成する自己評価資料及び教育活動等の参観により、外部評価を実施しているほか、必要に応じて学校の教育活動等に対する助言を行っている。 学校においては、学校関係者評価委員会における外部評価の内容に基づいて、学校運営や教育活動などの見直しを行い、学校改善を図っている。
各種教室等を実施。
○幼稚園就園奨励費の補助 みどり幼稚園に対して補助金を交付した。 ○この事業に対する国の補助制度については、要綱上の額を満たしていないため、市の負担分が多くなっているが、保護者負担の軽減に大きな効果をあげているため、事業継続の必要性は高い。
○市立学校助成制度に関わる運営費の補助 みどり幼稚園に対して補助金を交付した。 ○幼稚園の安定的な運営を支援し、幼児教育の振興を図るために、補助金を交付する事業は継続して実施する必要がある。
○家庭教育講演会 平成24年度まで実施。25年度からは家庭力向上を図る目的として、親子参加型の体験教室の実施。

【1】現状(Plan/Do)							
通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
37	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	3 家庭や地域の教育力の向上	家庭教育支援の充実	家庭・地域の教育力を目的とした講演会「家庭教育講演会」を開催します。 ○家庭教育講演会	生涯学習課	実行していない	○家庭教育講座すでに廃止。
38	第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	家庭教育に関する学習機会の提供として、親子参加型の「家庭教育講座」を開催します。 また、「親子で山菜採りツアー」を、社会福祉協議会との共催により開催し、地産地消を意識しての山菜を活用した調理体験を行います。 ○家庭教育講座	生涯学習課	計画通りに実行	青少年の健全な育成を害すると思われる有害図書類等の販売店及び携帯販売店などの立入調査の実施。
39	第4節 子育てを支援する生活環境の整備	1 安全な道路交通環境の整備	安全な道路環境の整備促進	青少年の健全な育成を害すると思われる有害な環境を浄化するため、有害図書類等の販売店などの立入調査を行います。 ○有害図書等立ち入り調査	都市建設課	計画通りに実行	歩道補修及び交通安全施設の設置については、計画的に整備を進める予定ですが、財政状況を考え実施する必要があります。また、冬季間の通学路の確保については、計画に基づき実施していますが、気象状況によっては作業の変更等が生じることがあります。
40	第4節 子育てを支援する生活環境の整備	2 安心して遊び生活することができる環境の整備	公共施設等の整備	歩道補修やバリアフリー化、冬期間の通学路の除排雪及び交通安全施設の設置等を推進します。	都市建設課	計画通りに実行	公園施設については、計画的な遊具等の点検を実施していますが、財政状況を考慮し補修及び修繕を行っています。
41	第4節 子育てを支援する生活環境の整備	3 環境対策の推進	環境美化の推進	公共施設の段差の解消等を図るとともに、安全な公園遊具の整備を図ります。	市民課	計画通りに実行	○地域ボランティア袋交付 ○不法投棄禁止看板設置 ○犬の糞の放置禁止看板設置 ○環境だよりの発行
42	第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進等	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	地域ぐるみの美化活動を推進します。(全市一斉親子クリーン作戦、環境美化里親制度、国道452号クリーンアップ作戦、町内会や職場、学校単位で組織された団体による自主的なごみ拾い活動など。)地域における自主的な清掃活動を支援するためのボランティア収集ごみ袋を交付します。不法投棄禁止看板、ポイ捨て禁止看板及び犬糞の放置禁止看板を設置します。	商工観光課	一部、実行した	広報紙や市ホームページを通じてPRを行った。

【2】点検・評価・方針(Check/Action)			【3】新制度への展望
今後の方針	重点の有無	実施内容	内 容
その他	一般	※通し番号22のとおり、親子で山菜採りツアー(山の植物観察会)を市民講座として実施。社会福祉協議会と協議した結果、平成26年度より廃止。 ※通し番号37と38を合体 ・親子体験教室 ・通学合宿 ・レッツ・チャレンジ	○家庭教育講座すでに廃止。
現状維持	一般	○有害図書等立ち入り調査。 ○夜間立ち入り調査。	青少年の健全な育成を害すると思われる有害図書類等の販売店及び携帯販売店などの立入調査の実施。
現状維持	一般	歩道補修については、道路構造令にあった整備を進めています。なお、交通安全施設の設置は、状況に応じて対処しています。また、冬季間の通学路の確保については、計画に基づき実施していますが、気象状況によっては作業の変更等が生じることがあります。	歩道補修及び交通安全施設の設置については、計画的に整備を進める予定ですが、財政状況を考え実施する必要があります。また、冬季間の通学路の確保については、計画に基づき実施していますが、気象状況によっては作業の変更等が生じることがあります。
現状維持	一般	公園施設については、遊具等の点検を実施し補修及び修繕を行っています。また、芦別市公園長寿命化計画に基づき実施します。	公園施設については、計画的な遊具等の点検を実施していますが、財政状況を考慮し補修及び修繕を行っています。
現状維持	一般	○地域ボランティア袋交付 ○不法投棄禁止看板設置 ○犬の糞の放置禁止看板設置 ○環境だよりの発行	○地域ボランティア袋交付 ○不法投棄禁止看板設置 ○犬の糞の放置禁止看板設置 ○環境だよりの発行
現状維持	一般	労働基準法等関係法律の遵守を促しつつ、その啓発に努める。 生涯学習課より生涯学習課所管の「男女共同参画社会の推進」の事項も関連があるのではないかと(女性の社会進出、ワークライフバランス等)	広報紙や市ホームページを通じてPRを行った。

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
43	第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進等	2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	多様な働き方の見直しの啓発	仕事と子育ての両立支援のための体制を整備するとともに、労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等について、関係機関と連携を図りながら積極的に推進します。	商工観光課 児童課	一部、実行した	【商工観光課】 広報紙や市ホームページを通じてPRを行った。
44	第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進等	2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	留守家庭児童会の充実	多様な働き方の実現、働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進に努め、父親の育児参加や育児を推進するための活動を展開します。保育サービス提供、放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。	児童課	計画通りに実行	・平成24年4月1日より土曜日及び長期休み中は、午前8時からの開設に 変更。 ・「セヤリハット報告書」「登会降会時間記録」「安全管理マニュアル」作成。 ・「語学（英語）指導」「百人一首」実施 ・年間活動予定や目標を制定し児童会活動記録し保育の充実を図る。
45	第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進等	2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	世代間交流の実施各種事業・教室等の開催	開設日数の増 ○仕事と家庭の両立支援を図る観点などから、土曜日及び長期休み中は、午前9時から開設とします。 ○長期休み中の事業の実施 夏・冬休み中には自由研究に対応できる工作等の提供を行います。	児童課 生涯学習課	計画通りに実行	【児童課】 ・核家族化により家庭で高齢者と接することが少なくなり、また少子化の進行、子ども同士の遊びも希薄化している。そのため高齢者と子供、地域の大人それぞれ互いの世代が社会的ニーズに対応することができるのが世代間交流である。世代間交流を効果的に行う場合の視点として、いかに親密な関係を築けるかを考慮するのが重要な課題である。 【生涯学習課】 ○レッツ・チャレンジ（H24ザ・チャレンジ教室から名称変更） ・学校週5日制施行に伴う土曜日の子どもの居場所を確保し、様々な体験学習を通して、子供同士のほかに、異世代・異文化交流を図る目的として、児童センターとの共催事業として実施。 ○青少年健全育成交流活動の推進 世代交流「下の句かるた大会」では、伝承文化の交流を図るとともに、礼儀作法や協調性を養い、地域における人間関係の醸成および世代間交流を図る。また、全市親子ドッジボール大会では、親子の対話を深めるとともに、地域の連帯感を強めることにより、仲間づくりと青少年の健全育成を図る。
46	第6節 子ども等の安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	交通安全教育の推進	各種事業で世代間交流を図る。 ○保育園・幼稚園に交通安全啓発グッズ配布 ○ザ・チャレンジ教室 ○各種少年スポーツ教室 ○青少年健全育成交流活動の推進（世代交流下の句かるた大会、全市親子ドッジボール大会） ○もちつき会を通して異世代交流 ○高齢者施設利用者との交流	市民課	計画通りに実行	○交通安全教室の実施 ○保育園・幼稚園に交通安全啓発グッズ配布 ○新入学生（小学1年生）に交通安全啓発グッズ配付・ランドセルカバー配布 ○交通指導員による街頭啓発 ○交通安全ひろめる作戦（園児から祖父母へ交通安全を呼び掛けるハガキを送付した。）

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	【商工観光課】 労働基準法等関係法律の遵守を促しつつ、その啓発に努める。 生涯学習課より 生涯学習課所管の「男女共同参画社会の推進」の事項も関連があるのではないかと（女性の社会進出、ワークライフバランス等）
拡大	重点	・子育て支援新制度により留守家庭児童会が量的にも質的にも拡充されるような事業計画を検討していく。 ・安全、安心な生活を保障する場所とし、成長や発達を促し支援していく。 ・保護者と信頼関係を築きながら、留守家庭児童会をよりよくするため保育の内容や行事協力などの取り組みを進めていく。
現状維持	一般	【児童課】 地域の高齢者、大人、子どもたち異世代が集まり「餅つき会」「しめ縄作り」などの伝統行事「チャレンジ教室」「かるた会」「スポーツ教室」など世代を超えて一緒に活動する機会をもち、人とのつながり、ふれあい地域住人同士の顔が見える関係が築け、親睦が深められる行事を開催するよう心がける。 【生涯学習課】 前年度同様実施。 ※各種少年スポーツ教室は、体育振興課所管。 ※世代間交流の実施は、地域や異世代が関わって行くので、「第1節地域における子育て支援 4. 児童の健全育成」に該当するのではないかと？
現状維持	一般	○交通安全教室の実施 ○保育園・幼稚園に交通安全啓発グッズ配布 ○新入学生（小学1年生）に交通安全啓発グッズ配付・ランドセルカバー配布 ○交通指導員による街頭啓発 ○交通安全ひろめる作戦（園児から祖父母へ交通安全を呼び掛けるハガキを送付した。）

[3]新制度への展望

内 容
【商工観光課】 広報紙や市ホームページを通じてPRを行った。
・平成24年4月1日より土曜日及び長期休み中は、午前8時からの開設に 変更。 ・「セヤリハット報告書」「登会降会時間記録」「安全管理マニュアル」作成。 ・「語学（英語）指導」「百人一首」実施 ・年間活動予定や目標を制定し児童会活動記録し保育の充実を図る。
【児童課】 ・核家族化により家庭で高齢者と接することが少なくなり、また少子化の進行、子ども同士の遊びも希薄化している。そのため高齢者と子供、地域の大人それぞれ互いの世代が社会的ニーズに対応することができるのが世代間交流である。世代間交流を効果的に行う場合の視点として、いかに親密な関係を築けるかを考慮するのが重要な課題である。 【生涯学習課】 ○レッツ・チャレンジ（H24ザ・チャレンジ教室から名称変更） ・学校週5日制施行に伴う土曜日の子どもの居場所を確保し、様々な体験学習を通して、子供同士のほかに、異世代・異文化交流を図る目的として、児童センターとの共催事業として実施。 ○青少年健全育成交流活動の推進 世代交流「下の句かるた大会」では、伝承文化の交流を図るとともに、礼儀作法や協調性を養い、地域における人間関係の醸成および世代間交流を図る。また、全市親子ドッジボール大会では、親子の対話を深めるとともに、地域の連帯感を強めることにより、仲間づくりと青少年の健全育成を図る。
○交通安全教室の実施 ○保育園・幼稚園に交通安全啓発グッズ配布 ○新入学生（小学1年生）に交通安全啓発グッズ配付・ランドセルカバー配布 ○交通指導員による街頭啓発 ○交通安全ひろめる作戦（園児から祖父母へ交通安全を呼び掛けるハガキを送付した。）

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
47	第6節 子ども等の安全の確保	1 子ども交通安全を確保するための活動の推進	関係機関の連携強化	子どもを交通事故から守るための交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーの習慣づけを推進します。 ○交通安全教室の実施（毎年4月） ○保育園・幼稚園入園時、小学校入学時に交通安全啓発チラシの配布 ○保育園・幼稚園・小学校の夏休み、冬休み時に交通安全啓発チラシの配布 ○小学校入学時に交通安全のランドセルカバーの配布	市民課	計画通りに実行	○交通指導員が毎月1日・15日交通指導 ○春夏秋冬の交通安全期間には各種団体等への協力依頼 人の波財投啓発・婦人部による啓発放送・高齢者宅訪問啓発・シートベルト着用調査等
48	第6節 子ども等の安全の確保	2 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進	総合的な犯罪防止対策の推進	子どもを交通事故から守るために、各種団体と連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。 ○毎月交通安全対策本部会の開催 ○交通指導員が毎月1日・15日交通指導 ○春夏秋冬の交通安全期間には各種団体等への協力依頼	市民課	計画通りに実行	○防犯都市宣言を推進する会の運営や各種防犯事業の実施 ・社会を明るくする運動市民集会 ・防犯都市宣言を記念する市民の集い ○防犯団体に対する運営費の補助（防犯団体の育成や関係団体との連携。） ○防犯灯の設置（夜間における犯罪防止・防犯環境の整備） ○青色回転灯による防犯パトロールの実施（地域防犯活動の推進）
49	第6節 子ども等の安全の確保	2 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進	青少年補導活動及び非行防止活動の実施	青少年非行を阻止するために各関係機関・団体・家庭と連携を図りながら、協力して総合的な非行防止対策を推進します。 ○防犯都市宣言を推進する会の運営や各種防犯事業の実施（関係団体との連携・市民の防犯思想の普及啓発を図る。） ○防犯団体に対する運営費の補助（防犯団体の育成や関係団体との連携。） ○防犯灯の維持管理（防犯環境の整備） ○青色回転灯による防犯パトロールの実施（地域防犯活動の推進）	生涯学習課	計画通りに実行	祭典特別パトロール、非行防止特別パトロール、冬まつり特別パトロールのほか、列車、バス添乗補導を行っている。
50	第6節 子ども等の安全の確保	2 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進	子ども110番緊急避難所の設置	青少年センターによる青少年補導活動（祭典特別パトロール、万引き防止特別パトロール、非行防止パトロール）及び非行防止活動を実施します。	生涯学習課	計画通りに実行	子ども達が外で不審者に声を掛けられたり、追いかける等危険を感じた時に助けを求め、駆け込む避難所を設置。また、子ども110番緊急避難所駆込み訓練の実施。
51	第6節 子ども等の安全の確保	3 被害に遭った子どもの保護の推進	家庭児童相談室の連携・充実	子どもたちが、外で不審者に追いかけるなど、危険を感じた時に逃げ込む避難所を設置します。避難所は随時募集し、市民及び児童・生徒に対し周知活動を行います。	児童課	計画通りに実行	【詳細】 家庭児童相談室だけで、問題解決ができないケースが増えているので、児童相談所や民生児童委員・主任児童委員等との連携を行っている。 【課題】 家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、さらに支援体制の充実を図る。

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	○毎月実施していた交通安全対策本部会議を春夏秋冬の四期の交通安全運動に合わせて開催するよう変更。より充実した内容の会議とする。 ○春夏秋冬の交通安全期間には各種団体等への協力依頼 人の波財投啓発・婦人部による啓発放送・高齢者宅訪問啓発・シートベルト着用調査等
現状維持	一般	○防犯都市宣言を推進する会の運営や各種防犯事業の実施 ・社会を明るくする運動市民集会 ・防犯都市宣言を記念する市民の集い ○防犯団体に対する運営費の補助（防犯団体の育成や関係団体との連携。） ○防犯灯の設置（夜間における犯罪防止・防犯環境の整備） ○青色回転灯による防犯パトロールの実施（地域防犯活動の推進）
現状維持	一般	前年度同様実施。
現状維持	一般	前年度同様実施。
現状維持	重点	平成26年度についても、要保護児童対策地域協議会の構成する関係機関のメンバーで、必要時に個々にケース検討会議を行って対応している。

[3]新制度への展望

内 容
○交通指導員が毎月1日・15日交通指導 ○春夏秋冬の交通安全期間には各種団体等への協力依頼 人の波財投啓発・婦人部による啓発放送・高齢者宅訪問啓発・シートベルト着用調査等
○防犯都市宣言を推進する会の運営や各種防犯事業の実施 ・社会を明るくする運動市民集会 ・防犯都市宣言を記念する市民の集い ○防犯団体に対する運営費の補助（防犯団体の育成や関係団体との連携。） ○防犯灯の設置（夜間における犯罪防止・防犯環境の整備） ○青色回転灯による防犯パトロールの実施（地域防犯活動の推進）
祭典特別パトロール、非行防止特別パトロール、冬まつり特別パトロールのほか、列車、バス添乗補導を行っている。
子ども達が外で不審者に声を掛けられたり、追いかける等危険を感じた時に助けを求め、駆け込む避難所を設置。また、子ども110番緊急避難所駆込み訓練の実施。
【詳細】 家庭児童相談室だけで、問題解決ができないケースが増えているので、児童相談所や民生児童委員・主任児童委員等との連携を行っている。 【課題】 家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、さらに支援体制の充実を図る。

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
52	第6節 子ども等の安全の確保	3 被害に遭った子どもの保護の推進	相談体制の連携・充実	児童相談所・民生児童委員・主任児童委員等の連携のもと児童の保護・相談に適切に、対応できる相談体制の充実に努めます。	児童課 学務課 生涯学習課	計画通りに実行	～児童課～ 【詳細】 平成21年6月から、専門部署として子ども家庭係を新設し家庭児童相談業務を行っている。 【課題】 子どもと家庭に関する問題について、年々多種多様化してきている。また、家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実に努める。 ～学務課～ 犯罪、いじめ、児童虐待が疑われる児童生徒に対するカウンセリングについては、関係機関（家庭児童相談員・児童相談所）との連携を図り、必要に応じて関係者が集まり、ケース会議を開催し、問題解決に向けた協議を実施している。 さらには学校の教員による相談体制や道委託事業により各中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもの心のケアに努めている。 ～生涯学習課～ 子どもテレホン相談を設置し、関係機関との連携のもと相談体制の充実に努める。
53	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実	育児力形成への支援	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言活動など、関係機関との連携のもと相談体制の充実に努めます。	健康推進課	計画通りに実行	訪問や乳幼児健康診査等において、虐待予防の視点を持ち、育児支援を行った。必要時、関係機関と連携を図り、個別支援の充実に努めた。
54	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実	虐待防止ネットワークの活用	訪問や乳幼児健康診査等の母子保健事業を活用し、虐待予防に視点を置いた育児支援に努めます。必要に応じて、関係機関と連携した適切な養育支援に努めます。	児童課	計画通りに実行	【詳細】 要保護児童対策地域協議会の構成する関係機関のメンバーで、必要時に個々にケース検討会議を行って対応している。 【課題】 年々ケース検討会議の件数が増えてきているので、より適切な対応が望まれる。
55	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実	家庭児童相談室の充実	要保護児童対策地域協議会を有効に機能させ、多数の関係機関との連携・協力の確保のもと、児童虐待の未然防止及び早期発見など、子どもに関するあらゆる相談に対して、より迅速で適切な対応に努めます。	児童課	計画通りに実行	【詳細】 平成21年6月から、専門部署として子ども家庭係を新設し家庭児童相談業務を行っている。 【課題】 子どもと家庭に関する問題について、年々多種多様化してきている。また、家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実に努める。

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	～児童課～ 平成26年度についても、専門部署として子ども家庭係が、家庭児童相談業務を行っており、また、家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務を行っている。 ～学務課～ 犯罪、いじめ、児童虐待が疑われる児童生徒に対するカウンセリングについては、関係機関（家庭児童相談員・児童相談所）との連携を図り、必要に応じて関係者が集まり、ケース会議を開催し、問題解決に向けた協議を実施する。 さらには学校の教員による相談体制や道委託事業により各中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもの心のケアに努める。 ～生涯学習課～ 関係機関と連携のもと相談体制の充実に努める。
現状維持	重点	育児不安の軽減や虐待予防の視点を持ち、養育者の精神面への支援、望ましい養育環境への支援を行っていく。
現状維持	重点	平成26年度についても、要保護児童対策地域協議会の構成する関係機関のメンバーで、必要時に個々にケース検討会議を行って対応している。
現状維持	一般	平成26年度についても、専門部署として子ども家庭係を新設し家庭児童相談業務を行っており、また、家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務を行っている。

[3]新制度への展望

内 容
～児童課～ 【詳細】 平成21年6月から、専門部署として子ども家庭係を新設し家庭児童相談業務を行っている。 【課題】 子どもと家庭に関する問題について、年々多種多様化してきている。また、家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実に努める。 ～学務課～ 犯罪、いじめ、児童虐待が疑われる児童生徒に対するカウンセリングについては、関係機関（家庭児童相談員・児童相談所）との連携を図り、必要に応じて関係者が集まり、ケース会議を開催し、問題解決に向けた協議を実施している。 さらには学校の教員による相談体制や道委託事業により各中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもの心のケアに努めている。 ～生涯学習課～ 子どもテレホン相談を設置し、関係機関との連携のもと相談体制の充実に努める。
訪問や乳幼児健康診査等において、虐待予防の視点を持ち、育児支援を行った。必要時、関係機関と連携を図り、個別支援の充実に努めた。
【詳細】 要保護児童対策地域協議会の構成する関係機関のメンバーで、必要時に個々にケース検討会議を行って対応している。 【課題】 年々ケース検討会議の件数が増えてきているので、より適切な対応が望まれる。
【詳細】 平成21年6月から、専門部署として子ども家庭係を新設し家庭児童相談業務を行っている。 【課題】 子どもと家庭に関する問題について、年々多種多様化してきている。また、家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実に努める。

[1]現状(Plan/Do)							
通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
56	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実	子どもテレホン相談の設置	子どもと家庭に関するさまざまな問題について相談に応じ、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し相談員による相談体制の充実に努めています。 平成21年6月から、さらなる充実を図るため、専門部署として子ども家庭係を新設し3名の相談員の配置とともに、児童相談所や民生児童委員とも連携を図りながら、相談業務体制の充実に努めています。	生涯学習課	計画通りに実行	広報あしべつ等で周知し実施しているが、平成25年度は0件であった。
57	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	2 ひとり親等の自立支援の推進	各種制度の周知自立支援業務	社会的に問題となっている「いじめ」問題に対応するために、青少年センターに「子どもテレホン相談」設置しています。	福祉課	計画通りに実行	
58	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	2 ひとり親等の自立支援の推進	相談支援や交流事業	貸付金制度、児童扶養手当、住宅優先制度、医療助成制度、遺児年金制度や母子家庭の母が仕事に就くための制度など、各種制度について広報で周知を図ったり、受付時に説明などとして、自立に向けての支援を図ります。	福祉課 健康推進課（医療助成係）	計画通りに実行	○対象者 ・18歳年度末までの子を扶養または監護している配偶者のいない母又は父 ・20歳月末までの子を扶養している配偶者のいない母又は父 ・20歳月末までの者で、上記の母又は父に扶養または監護している方及び両親の死亡、行方不明等により他の家族で扶養されている方 ○自己負担 ・3歳児未満及び市民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ、それ以外の方は、医療費の一部。（母又は父は入院のみ該当）
59	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	障がい者への支援事業	母子自立支援員が個々にあった支援をするため相談業務にあたります。 また、母子・寡婦の団体組織で年に2～3回交流事業を企画しています。	福祉課 児童課	計画通りに実行	○サービスの提供 平成24年度から、就学児に対する放課後等デイサービス事業を開始した。 ○専門職員による相談体制の充実 「道の障がい児等支援体制整備事業」「専門支援事業」や道立施設等専門支援事業を活用し、医師、心理士等の専門的支援により、児童デイサービスや保育園の職員への支援を行い充実を図った。
60	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	質の高い療育サービス及び療育・就学相談の充実	各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業について、利用者と事業者との調整を図りながら、サービスの提供を行います。 また、各種手当の支給や給付事業について周知を図ります。 これらについては、専門職員による相談体制を充実し、支援していきます。	学務課	計画通りに実行	就学指導員委員会は北海道における同組織の名称変更に伴い、「芦別市教育支援委員会」として平成26年4月に名称を変更している。 教育支援委員会の活動は児童の障害の状態に応じて、複数回開催するなど適切に実施されていると判断している。 しかし、教育支援委員会（従来の就学指導委員会）における審議結果に基づく保護者との就学相談において、保護者の理解が得られず、審議結果を踏まえた就学先を決定することができない事例が毎年度、数例あり、対応に苦慮している。（審議結果において、特別支援学級における個別指導が望ましいとの結果が出た場合でも、保護者において通常学級の在籍を望む場合など）

[2]点検・評価・方針(Check/Action)			[3]新制度への展望
今後の方針	重点の有無	実施内容	内 容
現状維持	一般	前年度同様実施。	広報あしべつ等で周知し実施しているが、平成25年度は0件であった。
現状維持	一般		
現状維持	一般	○平成26年4月から自己負担 ・未就学児（満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）方は自己負担なし。 ・小学生以上で市民税非課税世帯の方は初診時一部負担金。（母又は父は入院のみ該当） ・小学生以上で市民税課税世帯の方は医療費の一部。（母又は父は入院のみ該当）	○対象者 ・18歳年度末までの子を扶養または監護している配偶者のいない母又は父 ・20歳月末までの子を扶養している配偶者のいない母又は父 ・20歳月末までの者で、上記の母又は父に扶養または監護している方及び両親の死亡、行方不明等により他の家族で扶養されている方 ○自己負担 ・3歳児未満及び市民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ、それ以外の方は、医療費の一部。（母又は父は入院のみ該当）
拡大	重点	○サービスの提供 平成24年度から、就学児に対する放課後等デイサービス事業を開始した。 ○専門職員による相談体制の充実 前年度同様実施 ○障害児発達相談支援強化事業 平成26年度より、外部から高度な専門知識を有する講師を招き、日頃から悩んでいる保護者や保育士が相談することで、悩みを解消し適切な支援や指導を受けられることを目的に実施する。	○サービスの提供 平成24年度から、就学児に対する放課後等デイサービス事業を開始した。 ○専門職員による相談体制の充実 「道の障がい児等支援体制整備事業」「専門支援事業」や道立施設等専門支援事業を活用し、医師、心理士等の専門的支援により、児童デイサービスや保育園の職員への支援を行い充実を図った。
現状維持	一般	就学指導員委員会は北海道における同組織の名称変更に伴い、「芦別市教育支援委員会」として平成26年4月に名称を変更した。 教育支援委員会の活動は児童の障害の状態に応じて、複数回開催するなど適切に実施されていると判断している。 しかし、教育支援委員会（従来の就学指導委員会）における審議結果に基づく保護者との就学相談において、保護者の理解が得られず、審議結果を踏まえた就学先を決定することができない事例が毎年度、数例あり、対応に苦慮している。（審議結果において、特別支援学級における個別指導が望ましいとの結果が出た場合でも、保護者において通常学級の在籍を望む場合など）	就学指導員委員会は北海道における同組織の名称変更に伴い、「芦別市教育支援委員会」として平成26年4月に名称を変更している。 教育支援委員会の活動は児童の障害の状態に応じて、複数回開催するなど適切に実施されていると判断している。 しかし、教育支援委員会（従来の就学指導委員会）における審議結果に基づく保護者との就学相談において、保護者の理解が得られず、審議結果を踏まえた就学先を決定することができない事例が毎年度、数例あり、対応に苦慮している。（審議結果において、特別支援学級における個別指導が望ましいとの結果が出た場合でも、保護者において通常学級の在籍を望む場合など）

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
61	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	療育サービスの充実	就学時健康診断の結果、就学に際して支援を必要とする子どもに関して就学指導委員会を開催し、入学に関して適切な対応を図ります。 また、経過観察児童生徒に対する継続的な支援を実施します。	児童課	計画通りに実行	○定期的に通園するものへの支援 個別指導計画に基づき、個別・集団療育を行いながら、道の障がい児等支援体制整備事業「専門支援事業」や道立施設等専門支援事業を活用し、医師、心理士等の専門的支援により、児童デイサービスや保育園の職員及び家族への支援を行った。 また、平成24年度から、就学児に対する放課後等デイサービス事業を開始し、個別・集団療育を行った。 ○定期的に通園しないものへの支援 通園児外利用相談として、主に、乳幼児健診等で、発達や言葉の遅れ等が心配される乳幼児に対し、経過観察をしながら、必要があれば、児童デイサービスの利用を促している。
62	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	療育サービスの充実	個別の指導計画を策定しこれに基づき療育支援を行い、必要に応じ家族への支援、日常的にかかわる保育園や子育て支援センター、幼稚園等の職員に対し支援を行います。 ○定期的に通園するものへの支援 ○定期的に通園しないものへの支援	児童課	計画通りに実行	○母親教室 小学校見学、個別相談、講演会、調理実習等を行った。 課題としては、働く母親が年々増えてきたことから、参加者が少ない。
63	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	療育サービスの充実	親たちへの情報提供や母子分離を通して、子育て解放の場として行います。 ○母親教室	児童課	計画通りに実行	○家族への相談支援 児童デイサービスセンター利用者に対する家族への相談支援を図る。 ○障害児発達相談支援強化事業 外部より、高度な専門知識を有する講師を招へいし、在宅など障害の有無等で悩んでいる保護者に対し相談会を実施して、障害児及びその家族に早期支援を行い、安心して生活できる基盤作りを図る。
64	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	療育サービスの充実	家族支援を充実させ、不安解消に努めます。 ○家族への相談支援	児童課	計画通りに実行	○健康診査、健康相談 1歳6ヶ月、3歳児健康診査に職員を派遣し、健康推進係の保健師と連携を図りながら、発達遅延・多動等疑いのある乳幼児に対し、通園児外利用相談を通じて、早期発見・早期療育に努めている。
65	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	障がい児保育の受け入れの推進	1歳6ヶ月、3歳児健康診査への協力を努めます。 ○健康診査、健康相談	児童課	一部、実行した	・指導員の資質向上のため、研修会に参加 ・特別支援学級に在籍する児童の生活支援のため障教連小学校合同学習会に指導員も参加し連携を深める一方、幼稚園、就学中または就学予定の学校と情報交換する機会が持てなかった。

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
現状維持	一般	個別指導計画に基づき、個別・集団療育を実施しながら、道の障がい児等支援体制整備事業「専門支援事業」や道立施設等専門支援事業を活用し、職員及び家族支援に努める。
現状維持	一般	親たちへの情報提供や母子分離を通して子育て解放の場として助める。
拡大	重点	○家族への相談支援 児童デイサービスセンター利用者に対する家族への相談支援を図る。 ○障害児発達相談支援強化事業 外部より、高度な専門知識を有する講師を招へいし、在宅など障害の有無等で悩んでいる保護者に対し相談会を実施して、障害児及びその家族に早期支援を行い、安心して生活できる基盤作りを図る。
現状維持	一般	健康推進係の保健師と連携を図りながら、早期発見・早期療育に努める。
現状維持	一般	・柔軟な運営によりサービスの拡充を図る。 ・必要個人情報の保護に十分留意し、これまでに当該児童と関わってきた保育所、幼稚園などや、就学中または就学予定の学校、児童デイサービス等と十分に情報交換を行いながら、個別に丁寧な対応に努める。

[3]新制度への展望

内 容
○定期的に通園するものへの支援 個別指導計画に基づき、個別・集団療育を行いながら、道の障がい児等支援体制整備事業「専門支援事業」や道立施設等専門支援事業を活用し、医師、心理士等の専門的支援により、児童デイサービスや保育園の職員及び家族への支援を行った。 また、平成24年度から、就学児に対する放課後等デイサービス事業を開始し、個別・集団療育を行った。 ○定期的に通園しないものへの支援 通園児外利用相談として、主に、乳幼児健診等で、発達や言葉の遅れ等が心配される乳幼児に対し、経過観察をしながら、必要があれば、児童デイサービスの利用を促している。
○母親教室 小学校見学、個別相談、講演会、調理実習等を行った。 課題としては、働く母親が年々増えてきたことから、参加者が少ない。
○家族への相談支援 問題行動への対応方法や保護者の悩みに対し、的確なアドバイスを受けるため、外部から講師を招へいし、個別相談を行った。
○健康診査、健康相談 1歳6ヶ月、3歳児健康診査に職員を派遣し、健康推進係の保健師と連携を図りながら、発達遅延・多動等疑いのある乳幼児に対し、通園児外利用相談を通じて、早期発見・早期療育に努めている。
・指導員の資質向上のため、研修会に参加 ・特別支援学級に在籍する児童の生活支援のため障教連小学校合同学習会に指導員も参加し連携を深める一方、幼稚園、就学中または就学予定の学校と情報交換する機会が持てなかった。

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題
66	第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	3 障がい児施策の充実	特別支援教育の推進	留守家庭児童会における障がい児受け入れを実施し、柔軟な対応を図ります。保育園における障がい児の受け入れ体制を充実するとともに、医療関係機関と連携を図りながら推進します。	学務課	計画通りに実行	平成25年度の実績として、特別支援学級の児童の状況に応じてきめ細やかな対応をとるため、臨時職員（介助員）を小学校に5名配置し、芦別小学校に通級指導の「ことばの教室」を開設し、2名の指導員を配置した。 さらに学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等軽度発達障がいのある児童生徒に対しては各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とする校内の指導体制の充実を図るほか、星槎大学との連携により学習支援員を3名配置し、通常学級において支援を要する児童生徒に対する学習を支援している。 特別支援教育に関する保護者や地域への情報提供については、平成25年度に設置した「特別支援教育連携協議会」の業務の一つに保護者や地域に対する理解啓発を含めた。
67				特別支援学級の児童の状況に応じてきめ細やかな対応をとるため、臨時職員（補助員）を配置するとともに、芦別小学校に通級指導の「ことばの教室」を開設しています。 学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等軽度発達障がいのある児童生徒への指導方法等について、各学校に配置された特別支援教育コーディネーターを中心に充実を図るほか、学習支援員を配置し、児童生徒の学習を支援します。 また、特別支援教育に関する保護者や地域の方への情報の提供に努めます。			

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容
拡大	重点	今後も、特別支援学級の児童の状況に応じてきめ細やかな対応をとるため、在籍人数や子どもの状態に対応した臨時職員（介助員）を配置するとともに、芦別小学校における「ことばの教室」については、通級児童数に応じた指導員を配置し、対応する。 また、学習障害等を持ち合わせている児童生徒に対する適切な指導を行うため、学校における特別支援教育コーディネーターを中心とする校内指導体制の充実を図るほか、各学校において学習支援員の配置を必要としている現状を踏まえ、全ての学校に学習支援員を配置することができるよう星槎大学との連携を密にし、人材の確保・精選等の取り組みを進める。 特別支援教育に関する保護者や地域への情報提供については、「特別支援教育連携協議会」における活動を推進する中で充実を図るものとする。

[3]新制度への展望

内 容
平成25年度の実績として、特別支援学級の児童の状況に応じてきめ細やかな対応をとるため、臨時職員（介助員）を小学校に5名配置し、芦別小学校に通級指導の「ことばの教室」を開設し、2名の指導員を配置した。 さらに学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等軽度発達障がいのある児童生徒に対しては各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とする校内の指導体制の充実を図るほか、星槎大学との連携により学習支援員を3名配置し、通常学級において支援を要する児童生徒に対する学習を支援している。 特別支援教育に関する保護者や地域への情報提供については、平成25年度に設置した「特別支援教育連携協議会」の業務の一つに保護者や地域に対する理解啓発を含めた。

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容

[3]新制度への展望

内 容

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容

[3]新制度への展望

内 容

[1]現状(Plan/Do)

通し番号	基本施策	方向性	施策	内容	担当課	実行状況	詳細、課題

[2]点検・評価・方針(Check/Action)

今後の方針	重点の有無	実施内容

[3]新制度への展望

内 容